

## 国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議幹事会（第15回）

令和4年7月20日（水）  
11：00～12：00  
日本国際紛争解決センター東京（オンライン接続）

### 議 事 次 第

- 1 各府省における国際仲裁の活性化に向けた施策の取組状況について
- 2 一般社団法人日本国際紛争解決センターにおける事業の取組状況について
- 3 一般社団法人日本商事仲裁協会における事業の取組状況について
- 4 意見交換

(別紙)

## 経済財政運営と改革の基本方針 2022

新しい資本主義へ

～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～

令和 4 年 6 月 7 日

# 経済財政運営と改革の基本方針 2022 (目次)

## **第1章 我が国を取り巻く環境変化と日本経済** \_\_\_\_\_ 1

1. 国際情勢の変化と社会課題の解決に向けて
2. 短期と中長期の経済財政運営
  - (1) コロナ禍からの回復とウクライナ情勢の下でのマクロ経済運営
  - (2) 中長期の経済財政運営

## **第2章 新しい資本主義に向けた改革** \_\_\_\_\_ 4

1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野
  - (1) 人への投資と分配
  - (2) 科学技術・イノベーションへの投資
  - (3) スタートアップ（新規創業）への投資
  - (4) グリーントランスフォーメーション（GX）への投資
  - (5) デジタルトランスフォーメーション（DX）への投資
2. 社会課題の解決に向けた取組
  - (1) 民間による社会的価値の創造
  - (2) 包摂社会の実現
  - (3) 多極化・地域活性化の推進
  - (4) 経済安全保障の徹底

## **第3章 内外の環境変化への対応** \_\_\_\_\_ 20

1. 国際環境の変化への対応
  - (1) 外交・安全保障の強化
  - (2) 経済安全保障の強化
  - (3) エネルギー安全保障の強化
  - (4) 食料安全保障の強化と農林水産業の持続可能な成長の推進
  - (5) 対外経済連携の促進
2. 防災・減災、国土強靱化の推進、東日本大震災等からの復興
3. 国民生活の安全・安心

1. 中長期の視点に立った持続可能な経済財政運営
2. 持続可能な社会保障制度の構築
3. 生産性を高め経済社会を支える社会資本整備
4. 国と地方の新たな役割分担
5. 経済社会の活力を支える教育・研究活動の推進

1. 当面の経済財政運営について
2. 令和5年度予算編成に向けた考え方

DFFT<sup>103</sup>の具体的推進に向け、国際的なルール作りを進めるとともに、2023年日本で開催されるG7での一定の成果を目指す。また、WTO改革に積極的に取り組む。TPP11の着実な実施及び高いレベルを維持しながらの拡大に向けた議論を主導するとともに、RCEP協定の円滑な運用及び履行の確保に取り組む。IPEF<sup>104</sup>については、インド太平洋地域への米国の強いコミットメントを示すものとして歓迎し、我が国は米国及びASEAN諸国・インドを含むパートナー国と連携して地域の繁栄と経済秩序の構築に取り組み、加えて、米国にはTPP復帰を働きかける。日米経済政策協議委員会（経済版2+2）等も活用し、米国との経済分野での連携を深めるほか、EU及び英国との経済関係を更に強化する。また、「総合的なTPP等関連政策大綱」<sup>105</sup>に基づく施策を実施する。投資関連協定やODA等<sup>106</sup>の活用、海外ビジネス投資支援室（仮称）の設置等を通じ、企業の海外展開を促進し、コロナ後の世界での成長力強化を図る。また、予見可能性を高める国際協調の下、企業のサプライチェーンにおける人権尊重の指針を策定する。

技術開発やインフラ整備、技術標準、クレジット活用を通じて、AETI<sup>107</sup>等を強化・具体化しつつ、アジア・ゼロエミッション共同体構想の実現を目指すなど、気候変動・エネルギー分野のリーダーシップをとる。プラスチック汚染対策では、我が国の技術を活用し、条約交渉及び「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を主導する。グローバルヘルス戦略に基づき、官民資金の拡充を図りつつ、感染症に対する予防・備え・対応の強化など世界の保健課題の解決に貢献し、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成を目指すほか、WHOとの連携について協議する。また、薬剤耐性対策において市場インセンティブなどの薬剤耐性菌の治療薬を確保するための具体的な手法を包括的に検討した上で結論を出し、国際的な議論において主導的な役割を果たす。デジタル化、サプライチェーンの強靱化、質の高いインフラ、水循環、環境保全、女性等の分野でも取組を進める。上記の取組やスマートシティ等の案件形成支援、公的金融の機能強化を含め、「インフラシステム海外展開戦略2025」<sup>108</sup>に基づく施策を着実に進める。また、2025年大阪・関西万博、2027年国際園芸博覧会を始め、大規模国際大会等<sup>109</sup>に向け着実な準備を進める。

#### （対日直接投資の推進）

旺盛な海外需要を取り込み、我が国経済の活力や長期的な成長力を高めるため、イノベーション創出やサプライチェーン強靱化等につながる対日直接投資を戦略的に推進する。対日直接投資残高を2030年に80兆円との目標達成に向け、投資先としての我が国の魅力を高める。あわせて、水際措置の段階的緩和のタイミングも捉えて、我が国のビジネス環境や技術の強み等についての内外への発信を強化する。

その際、海外企業が求める人材育成を強化するとともに、医療、教育等の面での外国人

<sup>103</sup> Data Free Flow with Trust（信頼性のある自由なデータ流通）の略称。

<sup>104</sup> Indo-Pacific Economic Framework（インド太平洋経済枠組み）の略称。

<sup>105</sup> 令和2年12月8日TPP等総合対策本部決定。

<sup>106</sup> 法制度整備支援を含む。

<sup>107</sup> アジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブの略称。

<sup>108</sup> 令和2年12月10日経協インフラ戦略会議決定。

<sup>109</sup> ワールドマスターズゲームズ2021 関西、第19回FINA世界水泳選手権2022 福岡大会等。

の生活環境の向上、行政手続のワンストップ化・デジタル化による効率化、法令・行政文書の英語化や理解の促進等の環境整備を進める。また、経済安全保障の観点にも留意しながら、DXやGXの推進、スタートアップの育成などに資する、プッシュ型の重点支援、日本企業の経営力強化のための外資誘致・活用等への支援、海外企業と地域の企業・大学等を結び付ける支援を行う。さらに、より多くの海外の金融事業者を我が国に呼び込むため、国際金融センターの機能を強化する。**あわせて、国際仲裁の活性化を図る。**

(外国人材の受入れ・共生)

高度外国人材の受入れや活躍を推進するほか、特定技能制度の受入分野追加は、分野を所管する行政機関が人手不足状況が深刻であること等を具体的に示し、法務省を中心に適切な検討を行う。技能実習制度について人権への配慮等の運用の適正化を行う。これらを含めて、制度の在り方に関する見直しの検討を行う。さらに、人道的な観点から真に庇護すべき者を確実に保護するとともに、送還忌避・長期収容等の課題解消を図る法整備に取り組む。これに加え、外国人が暮らしやすい地域社会づくりのほか、在留カードとマイナンバーカードの一体化の検討、日本語教育の推進や外国人児童生徒等の就学促進<sup>110</sup>を含め、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」等<sup>111</sup>に基づき施策を着実に実施し、外国人との共生社会の実現に向けて取り組む。

## 2. 防災・減災、国土強靱化の推進、東日本大震災等からの復興

(防災・減災、国土強靱化)

切迫する大規模地震災害<sup>112</sup>、相次ぐ気象災害、火山災害、インフラ老朽化等の国家の危機に打ち勝ち、国民の生命・財産・暮らしを守り、社会の重要な機能を維持するため、「国土強靱化基本計画」<sup>113</sup>に基づき、必要・十分な予算を確保し、自助・共助・公助を適切に組み合わせ、ハード・ソフト一体となった取組を強力に推進する。中長期的な目標の下、取組の更なる加速化・深化のため、追加的に必要となる事業規模等を定めた「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」<sup>114</sup>を推進し、引き続き、災害に屈しない国土づくりを進める。

また、国土強靱化基本法<sup>115</sup>の施行から10年目を迎える中、これまでの成果や経験をいかし、「5か年加速化対策」後も、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めていくことの重要性等も勘案して、次期「国土強靱化基本計画」に反映する。

近年の災害を踏まえ、盛土の安全確保対策の推進、災害に強い交通ネットワークの構築、

<sup>110</sup> 日本語教師の新たな資格制度及び日本語教育機関の水準の維持向上を図る認定制度に関する新たな法案の速やかな提出、地域の日本語教育の体制づくり、学校における日本語指導体制整備を含む。

<sup>111</sup> 「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」において改訂される予定。あわせて、外国人との共生社会の実現に向けて今後5年間に取り組むべき方策等を示すロードマップを策定することとしている。

<sup>112</sup> 南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震等（これらに起因する津波を含む。）

<sup>113</sup> 平成30年12月14日閣議決定。

<sup>114</sup> 令和2年12月11日閣議決定。

<sup>115</sup> 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）。

フォローアップ

令和 4 年 6 月 7 日

## 目次

はじめに.....	1
<b>I. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資.....</b>	<b>1</b>
1. 人への投資と分配.....	1
(1) 賃金引上げの推進.....	1
(2) スキルアップを通じた労働移動の円滑化.....	1
(3) 貯蓄から投資のための「資産所得倍増プラン」の策定.....	4
(4) 子供・現役世代・高齢者まで幅広い世代の活躍を応援.....	4
(5) 多様性の尊重と選択の柔軟性.....	6
(6) 人的資本等の非財務情報の株式市場への開示強化と指針整備.....	8
2. 科学技術・イノベーションへの重点的投資.....	8
(1) 量子技術.....	9
(2) AI 実装.....	9
(3) バイオものづくり.....	10
(4) 再生・細胞医療・遺伝子治療等.....	10
(5) 大学教育改革.....	15
(6) 2025 年大阪・関西万博.....	18
3. スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進.....	19
(1) スタートアップ育成5か年計画の策定.....	19
(2) 付加価値創造とオープンイノベーション.....	23
4. GX（グリーン・トランスフォーメーション）及びDX（デジタル・トランスフォーメーション）への投資.....	25
(1) GX への投資.....	25
(2) DX への投資.....	28
<b>II. 社会的課題を解決する経済社会システムの構築.....</b>	<b>33</b>
1. 民間で公的役割を担う新たな法人形態・既存の法人形態の改革の検討.....	33
2. 競争当局のアドボカシー（唱導）機能の強化.....	33
3. 寄付文化やベンチャー・フィランソロフィーの促進など社会的起業家への支援強化.....	33
4. インパクト投資の推進.....	33



5. 孤独・孤立など社会課題を解決する NPO 等への支援 .....	33
6. コンセッション（PPP/PFI を含む）の強化 .....	33
<b>Ⅲ. 経済社会の多極集中化</b> .....	<b>34</b>
1. デジタル田園都市国家構想の推進 .....	34
(1) デジタル田園都市国家の実現に向けた基盤整備 .....	34
(2) デジタル田園都市国家を支える農林水産業、観光産業、教育 の推進 .....	40
(3) デジタル田園都市国家構想の前提となる安心の確保 .....	54
2. 一極集中管理の仮想空間から多極化された仮想空間へ .....	62
(1) インターネットにおける新たな信頼の枠組みの構築 .....	62
(2) ブロックチェーン技術を基盤とする NFT（非代替性トークン） の利用等の Web3.0 の推進に向けた環境整備 .....	62
(3) メタバースも含めたコンテンツの利用拡大 .....	62
(4) Fintech の推進 .....	62
<b>3. 企業の海外ビジネス投資の促進</b> .....	<b>63</b>
<b>Ⅳ. 個別分野の取組</b> .....	<b>66</b>
1. 国際環境の変化への対応 .....	66
(1) 経済安全保障の強化 .....	66
(2) 対外経済連携の促進 .....	66
2. 宇宙 .....	67
3. 海洋 .....	68
4. 金融市場の整備 .....	69
5. グローバルヘルス（国際保健） .....	71
6. 文化芸術・スポーツの振興 .....	72
7. 福島をはじめ東北における新たな産業の創出 .....	77
8. 循環経済への移行や自然との共生 .....	77
9. 対日直接投資の促進 .....	79

- ・資金移動業者の口座への賃金支払について、賃金の確実な支払等の労働者保護が図られるよう、資金移動業者が破綻した場合に十分な額が早期に労働者に支払われる保証制度等のスキームを構築しつつ、労使団体と協議の上、2022年度できるだけ早期の制度化を図る。

### **3. 企業の海外ビジネス投資の促進**

新しい資本主義実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

#### **(日本企業の海外展開・ビジネス展開の促進)**

- ・2022年8月の第8回アフリカ開発会議（TICAD8）等を契機として、アフリカとの貿易投資を拡大しつつアフリカの社会的課題解決につながるビジネスを促進するため、日アフリカ企業間の協業支援やスタートアップなど日本企業の進出支援を行う。あわせて、ODAの活用等により、アフリカでのビジネス環境の整備と産業人材育成に取り組む。
- ・人権デュー・ディリジェンスに関する啓発等「『ビジネスと人権』に関する行動計画」を着実に実施しつつ、企業の予見可能性を高める国際協調の下で、企業のサプライチェーンでの人権尊重のためのガイドラインを2022年夏までに策定し、周知する。国連開発計画（UNDP）及び経済協力開発機構（OECD）への拠出を通じた各国政府による行動計画策定等を支援する。
- ・「SDGsのための科学技術イノベーション（STI for SDGs）」を推進するため、UNDPへの拠出を通じて日本企業等が現地関係者とともに関係途上国等における社会的課題を分析しその解決の方策を事業化する取組を支援する。
- ・アジア地域大でのサプライチェーンの高度化に資するデータ共有・連携基盤の整備に向けて、2022年度中に企業によるデータ活用の実証支援を開始する。また、日豪印間の地域大でのサプライチェーン強靱化に向けて「サプライチェーン強靱化イニシアティブ（SCRI）」による連携を強化する。
- ・日本企業のグローバルな展開を支援するため、企業関係者の安全確保や経済活動支援の強化に向けた在外公館などの外交実施体制を整備する。
- ・海外のBtoC市場・BtoB市場での我が国の中堅・中小企業の需要獲得に向けて、JETROの海外ECサイトでの「ジャパンモール」への出展支援を強化するとともに「ジャパンストリート」によるマッチング機会提供、見本市出展やテストマーケティングとの連携を支援する。あわせて、越境ECビジネスでの差別化支援を強化する。

- ・海外現地でのビジネス支援体制の強化のため、新輸出大国コンソーシアムでの現地専門家の追加配置やJETROの海外現地の情報収集・提供人員の増員・再配置等を行う。また、在外公館での現地のインフラや法務、農林水産物輸出促進の専門家を通じて、2022年度にアフリカ地域、インド、ベトナム、モンゴル、EU及び中国での企業支援を強化する。
- ・民間事業者等による輸出支援ビジネスの育成のため、デジタル等を活用した地域の商品の販売、貿易手続支援等輸出支援ビジネスの実証を支援する。
- ・国際仲裁の活性化のため、人材育成や周知啓発、法令外国語訳の整備などとともに最新の国際水準に合わせた法制度整備を進める。2022年度中に仲裁廷の暫定保全措置や仲裁関係事件手続、裁判所外の調停での和解合意への執行力付与等を内容とする法案の国会への提出を図る。

### (クールジャパン)

- ・新型コロナウイルス感染症により甚大な被害を受けた飲食、観光、文化・芸術、イベント・エンターテインメント等のクールジャパン(CJ)関連分野の存続確保や更なる発展のため、リアルとオンラインの最適な組合せによる取組などを支援する。
- ・「知的財産推進計画 2022」(令和4年6月3日知的財産戦略本部決定)に基づき、観光、食、日本産酒類、文化、アート、国立公園、地域等個別分野の魅力の深掘りや分野間の連携強化を行う。
- ・世界での日本ファンの維持・開拓のため、海外に日本の魅力を発信する場として日本博等を開催する。
- ・コンテンツ産業や文化芸術関連産業の取引・就業環境の向上のため、契約書のひな型の作成・普及啓発や製作・流通工程の効率化のためのシステムの開発・実証を支援するとともに、海外進出のための資金調達・人材育成支援や海外進出等を行う事業者向けのガイドラインを作成する。
- ・日本の魅力を発信する放送コンテンツの海外展開のため、動画配信が可能なコンテンツの制作や海外放送局や国内外の動画配信プラットフォームへの番組提供を支援する。
- ・外国映像作品のロケ誘致のため、2022年度に海外の渡航状況を踏まえた諸施策を行うとともに、人材育成を通じた映像産業振興やインバウンド増加・地域活性化等のロケ誘致の効果を検証し、検証結果を踏まえて所要の措置を講ずる。
- ・文化芸術の裾野を拡大し、クリエイターに資金が還元される環境を整

📍 アクセス 🗺️ サイトマップ 🗨️ 相談窓口 😊 キッズルーム 本文へ ENGLISH |

文字の大きさ 標準 拡大 | 🖱️ 色変更・音声読み上げ・ルビ振り | 🐦 📺



会見・  
報道・  
お知らせ

法務省の  
概要

試験・  
資格・  
採用

政策・  
審議  
会等

申請・  
手続・  
相談  
窓口



[トップページ](#) > [法務省の概要](#) > [組織案内](#) > [内部部局](#) > [大臣官房](#) > [大臣官房国際課 \(International Affairs Division, Minister's Secretariat\)](#) > [国際仲裁の活性化に向けた取組について](#) > 国際仲裁資格認定コースのプレ講座の実施について(令和4年2月24日)

## 国際仲裁資格認定コースのプレ講座の実施について(令和4年2月24日)

英国仲裁人協会(CI Arb)日本支部(日本仲裁人協会(JAA)及び日本国際紛争解決センター(JIDRC)が共同スポンサー)は、国際仲裁の短期集中・資格認定コースを令和4年3月から日本国内で実施することとしました。

[初回\(3月12日に実施 ※1\)の初級編の実施](#)に先立ち、CI Arbの資格認定システムや初級編の講座の概要等を紹介するプレ講座が開催されました。法務省からも、冒頭挨拶において、我が国における国際仲裁の活性化と、そのための人材育成の重要性を説明しました。

本プレ講座では、CI Arb日本支部の高取芳宏共同代表により、CI Arbの組織概要や資格認定システム※2、コースの特徴等について、同支部のダグラス・K・フリーマンChairにより、コースの具体的な教材の内容や予習の方法、メンバー(中級)コースから設けられる「ロールプレイ」方式による評価方法等について説明されるとともに、CI Arb YMG Japan Chapterの都留綾子Chairより、CI Arb YMG Japan Chapterに関する紹介等が行われました。

本プレ講座は、仲裁人・仲裁代理人としての活躍を目指す方はもちろん、企業法務等に従事し国際仲裁に携わる方、また、携わる可能性のある方にとっても大変有益な内容となっております。

本プレ講座の一部は[録画\(YouTube法務省チャンネルへリンク\)](#)されていますので、これをぜひ視聴いただき、今後のコースの受講の参考としてください。

なお、本ページの末尾には、本プレ講座で使用したスライドも掲載していますので、併せてご参照ください。

※1 令和4年7月中旬ごろにメンバー(中級)コースが開催される予定です。  
また、次回のアソシエイト(初級)コースは、令和4年度中に開催される予定です。  
詳しい日程が決まり次第、お知らせします。

※2 CIArbの資格認定システムは、アソシエイト(初級)、メンバー(中級)及びフェロー(上級)の3段階のステップがあります。

#### (参考)講座のアジェンダ

##### 1. 冒頭挨拶

ダグラス・K・フリーマン弁護士(CIArb日本支部Chair)

神吉康二(法務省大臣官房国際課)

##### 2. CIArbによる認証・研修プログラム及び認定システム(Pathways)について

高取芳宏弁護士(CIArb日本支部共同代表)

##### 3. Welcome to CIArb Japan Chapter

ダグラス・K・フリーマン弁護士

##### 4. CIArb YMG Japan Chapter

都留綾子弁護士(CIArb YMG Japan Chapter, Chair)

##### 5. 質疑応答



---

[フライヤー\(登壇者の略歴あり\)](#) [PDF:294KB]

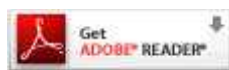
---

[高取共同代表スライド資料](#) [PDF:1003KB]

---

[フリーマン Chairスライド資料](#) [PDF:941KB]

---



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。  
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先から無料ダウンロードしてください。

リンク先のサイトはAdobe Systems社が運営しています。

※上記プラグインダウンロードのリンク先は2011年1月時点のものです。

▲ ページトップへ

 [法務省公式Twitter](#)

 [YouTube法務省チャンネル](#)

会見・報道・お知らせ	法務省の概要	試験・資格・採用	政策・審議会等	申請・手続・相談窓口	白書・統計・資料
大臣会見等	大臣・副大臣・政務官	司法試験	省議・審議会等	情報公開・公文書管理	白書・統計
プレスリリース	法務省幹部一覧	資格試験	司法制度改革の推進	個人情報保護	予算・決算
一筆書きキャラバン	組織案内 所管法令	採用試験	国民の基本的な権利の実現	行政手続の案内	パンフレット・リーフレット・ポスター
法務省ソーシャルメディア公式アカウント	国会提出法案など 法務省の沿革	その他の採用情報	刑事政策	法令適用事前確認手続	法務省がよりあか 法務書検索
政府調達情報			出入国在留管理	オンライン申請	法令外国語訳データベース
主な法務省主催イベント			国を当事者とする訴訟などの統一的・一元的処理	相談窓口	キッズルーム
ほうむSHOW編集局			第14回国際連合犯罪防止刑事司法会議（京都コングレス）	法務省の災害用備蓄食品の有効活用について	法務資料
その他のお知らせ			政策評価等		赤れんが棟・法務史料展示室
			パブリックコメント		
			新型コロナウイルス感染症関連情報		
			その他の政策・施策		

[法務省パンフレット](#)
[広報誌](#)
[プライバシーポリシー](#)
[ご利用にあたって](#)
[政府関連リンク](#)
[ご意見・ご提案](#)

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1（法務省アクセス）  
 電話：03-3580-4111（代表）  
 法人番号1000012030001

Copyright © The Ministry of Justice All Right Reserved.



📍 アクセス 🗺️ サイトマップ 🗨️ 相談窓口 😊 キッズルーム 本文へ ENGLISH |

文字の大きさ 標準 拡大

👉 色変更・音声読み上げ・  
ルビ振り



会見・  
報道・  
お知らせ

法務省の  
概要

試験・  
資格・  
採用

政策・  
審議  
会等

申請・  
手続・  
相談窓  
口



[トップページ](#) > [法務省の概要](#) > [組織案内](#) > [内部部局](#) > [大臣官房](#) > [大臣官房国際課 \(International Affairs Division, Minister's Secretariat\)](#) > [国際仲裁の活性化に向けた取組について](#) > 国際仲裁資格認定コース(中級編)のプレ講座の実施について(令和4年6月13日)

## 国際仲裁資格認定コース(中級編)のプレ講座の実施について(令和4年6月13日)

英国仲裁人協会(CI Arb)日本支部(日本仲裁人協会(JAA)及び日本国際紛争解決センター(JIDRC)が共同スポンサー)は、国際仲裁の短期集中・資格認定コースを令和4年3月から日本国内で実施することとしました。

本年3月のアソシエイトコース(初級)に続き、今回も、[7月15日に実施のメンバーコース\(中級\)](#)(※1)に先立ち、CI Arbの資格認定システムやメンバーコースのプログラム概要等を紹介するプレ講座が開催されました。法務省は、冒頭挨拶において、国際仲裁の活性化に向けた取組の大きな柱でもある仲裁人・仲裁代理人等の人材育成において、本資格認定コースの持つ意義や参加者への期待を述べました。

本プレ講座では、CI Arb YMG Japan Chapterの都留綾子Chairが司会進行をされ、CI Arb 日本支部の高取芳宏共同代表により、CI Arbの組織概要や資格認定システム(※2)、メンバーコースの特徴等について、同支部のダグラス・K・フリーマンChairにより、メンバーコースで設けられるワークショップ等の課題と評価方法等について説明が行われました。

本プレ講座は、CI Arbのメンバー資格の認定を受け、仲裁人・仲裁代理人として世界を舞台に活躍を目指す方はもちろん、企業法務等に従事し、国際仲裁に携わる方、今後携わる可能性のある方にとっても大変有益な内容となっております。

本プレ講座の一部は[録画\(YouTube 法務省チャンネルへリンク\)](#)されていますので、ぜひ視聴いただき、今後の参考としていただければと思います。

なお、本ページの末尾には、本プレ講座で使用したスライドも掲載していますので、併せ

でご参照ください。

※1 本年のコースについては、受講者が定員に達したため、募集は終了しています。本コースは来年以降も実施予定ですので、詳細が決まり次第[JAAのホームページ\(外部リンク\)](#)や[JIDRCのホームページ\(外部リンク\)](#)でお知らせします。

※2 CIArbの資格認定システムは、アソシエイト(初級)、メンバー(中級)及びフェロー(上級)の3段階のステップがあります。

(参考)講座のアジェンダ

○司会進行: 都留綾子弁護士 (CIArb YMG Japan Chapter, Chair)

1. 冒頭挨拶

ダグラス・K・フリーマン弁護士 (CIArb日本支部Chair)

金崎哲平 (法務省大臣官房国際課)

2. CIArbによる認証・研修プログラムー中級(Membership)コースの受講にあたって

高取芳宏弁護士 (CIArb日本支部共同代表)

3. Welcome to CIArb Japan Chapter

ダグラス・K・フリーマン弁護士

4. 質疑応答



---

[フライヤー\(評価者及び登壇者の略歴あり\)](#) [PDF: 519KB]

---

[高取共同代表スライド資料](#) [PDF: 549KB]

---

[フリーマン Chairスライド資料](#) [PDF: 708KB]

---



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。  
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先から無料ダウンロードしてください。

リンク先のサイトはAdobe Systems社が運営しています。

※上記プラグインダウンロードのリンク先は2011年1月時点のものです。

▲ ページトップへ

 [法務省公式Twitter](#)

 [YouTube法務省チャンネル](#)



会見・報道・お知らせ	法務省の概要	試験・資格・採用	政策・審議会等	申請・手続・相談窓口	白書・統計・資料
大臣会見等	大臣・副大臣・政務官	司法試験 資格試験	省議・審議会等	情報公開・公文書管理	白書・統計 予算・決算
プレスリリース	法務省幹部一覧	採用試験	司法制度改革の推進	個人情報保護	パンフレット・リーフレット・ポスター
一筆書きキャラバン	組織案内 所管法令	その他の採用情報	国民の基本的な権利の実現	行政手続の案内	法務あか
法務省ソーシャルメディア公式アカウント	国会提出法案など 法務省の沿革		刑事政策	法令適用事前確認手続	法務図書館蔵書検索
政府調達情報			出入国在留管理	オンライン申請	法令外国語訳データベース
主な法務省主催イベント			国を当事者とする訴訟などの統一的・一元的処理	相談窓口	キッズルーム
ほうむSHOW編集局			第14回国際連合犯罪防止刑事司法会議(京都コングレス)	法務省の災害用備蓄食品の有効活用について	法務資料
その他のお知らせ			政策評価等		赤れんが棟・法務史料展示室
			パブリックコメント		
			新型コロナウイルス感染症関連情報		
			その他の政策・施策		



[法務省パンフレット](#)
[広報誌](#)
[プライバシーポリシー](#)
[ご利用にあたって](#)
[政府関連リンク](#)
[ご意見・ご提案](#)

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1 (法務省アクセス) Copyright © The Ministry of Justice All Right Reserved.

電話：03-3580-4111 (代表)

法人番号1000012030001

## 国際仲裁活性化に向けた経産省・JCAA の最近の取組

＜経産省の取組み＞

1. 産業界への周知・働き掛け（法務省、JIDRC、JCAA との共催ウェビナー）
  - 22年1月17日 日本航空宇宙工業会
  - 22年1月18日 電子情報技術産業協会
  - 22年2月7日 日本医療機器産業連合会
  - 22年2月15日 日本化学繊維協会
  - 22年2月16日 日本自動車部品工業会
  - 22年3月16日 日本商工会議所青年部
  - 22年3月25日 日本ロボット工業会
  - 22年5月24日 地域未来牽引企業
  - 22年5月31日 日本化学品輸出入協会
  - 22年6月17日 日本百貨店協会、日本チェーンストア協会
  - 22年6月23日 日本繊維輸入組合、日本繊維輸出組合、テキスタイル倶楽部
  
2. 海外セミナー
  - 22年2月22日 タイ向けウェビナー（法務省、JIDRC、JCAA との共催）

＜JCAAの取組み＞

3. 国内外に向けた広報活動
  - (1) 国内向けセミナー等の実施（2022年1月～2022年6月：6件）
  - (2) 海外連携セミナー
    - ・法務省、経産省、JIDRC、JCAA 共催タイ向けセミナー（日商、JETRO、中小機構他後援、2022年2月）
  - (3) 専門誌による情報提供
    - ・和文誌「JCA ジャーナル」（毎月10日発行）
  - (4) メールマガジンでの最新情報提供（2022年1月～2022年3月：7回）
  - (5) 政策支援機関との協力
    - ・第4回中部地域産・学・官オンラインミーティング（2022年2月）
    - ・新輸出大国コンソーシアム：中堅・中小企業海外展開セミナー -中堅・中小企業こそ賢く海外展開を-（2022年3月）
  - (6) 各機関 HP・メルマガでの情報提供（経済産業省地域未来牽引企業メルマガ、日商・東商国際部メルマガ、東北地域貿易促進協議会メルマガ、グレーター・ナゴヤニューズレター、近畿経済産業局ウェブマガジン「E! KANSAI」、中国地域ニュービジネス協議会メルマガ、九州経済産業局海外ビジネスサポート通信等）

(7) 産業界向け説明会の実施（法務省、経済産業省との協力）

- ・日本航空宇宙工業会、電子情報技術産業協会、日本医療機器産業連合会、日本化学繊維協会、日本自動車部品工業会、日本ロボット工業会、東京都中小企業診断士協会

(8) 商工会議所等支援機関との連携

- ・日本商工会議所青年部（YEG）向けセミナー（2022年3月）

(9) ADR イベント協力・後援（ENERAP JAPAN、カリフォルニア州弁護士会）

(10) 日弁連・各地方弁護士会の ADR セミナー協力・後援

- ・埼玉（2022年3月）、神奈川（2022年3月）

(11) JETRO を通じた広報活動

- ・国内外向けセミナーへの後援及び海外も含めた広報協力

4. 仲裁 ADR 広報担当（2021年10月～：外国法事務弁護士を含む3名）

以上

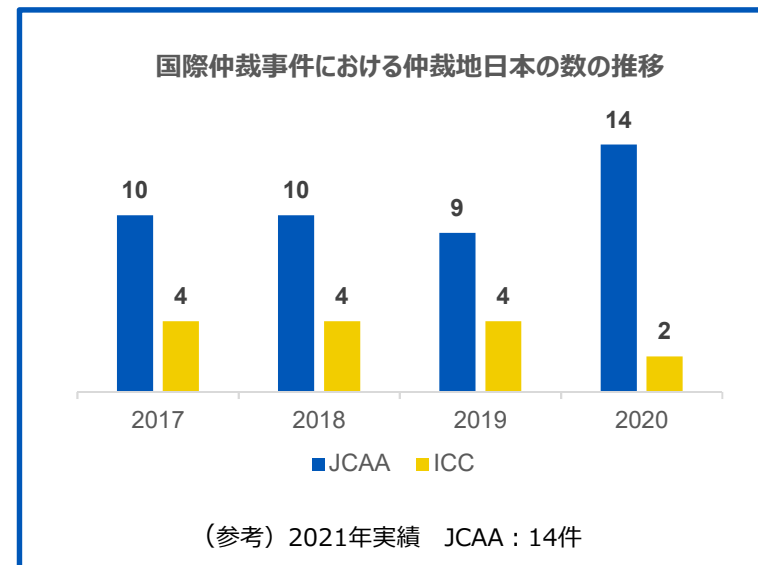
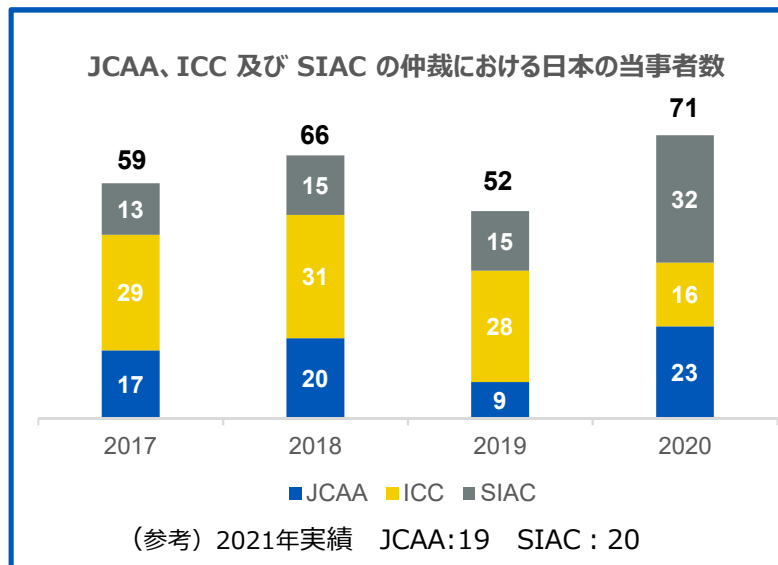


# JCAAの取り組み

2022年7月20日  
日本商事仲裁協会（JCAA）

# 日本企業による主な仲裁機関の利用状況

- 国際的な経済地位に照らして日本企業の仲裁利用件数は依然として低水準
- 我が国の国際仲裁の活性化のためには、日本企業に対する仲裁利用拡大に向けての積極的な働きかけに合わせて、仲裁機関については、JCAAやICC（日本を仲裁地とする）の利用可能性を広く周知していくことが必要



## ■ 広報・営業活動の積極展開

### ■ 国内企業・法律関係者向け（2021～2022年）

- JCAA主催セミナー：27回 最大登録者数 612名/回 総登録者数 およそ1万名
- 見逃し動画配信（YouTube）：15本 最大視聴回数 1,211回
- 業界等団体向けウェビナー（経済産業省・法務省・JIDRCとの共催）：12回

日本航空宇宙工業会、電子情報技術産業協会、日本医療機器産業連合会、日本自動車部品工業会  
日本化学品輸出入協会、地域未来牽引企業、東京都中小企業診断士協会 等

- 弁護士会向けウェビナーへの参加（日本弁護士連合会・JIDRC主催）：2回  
埼玉県弁護士会及び神奈川弁護士会

### ■ 海外企業・法律関係者、日系企業向け（2021～2022年）

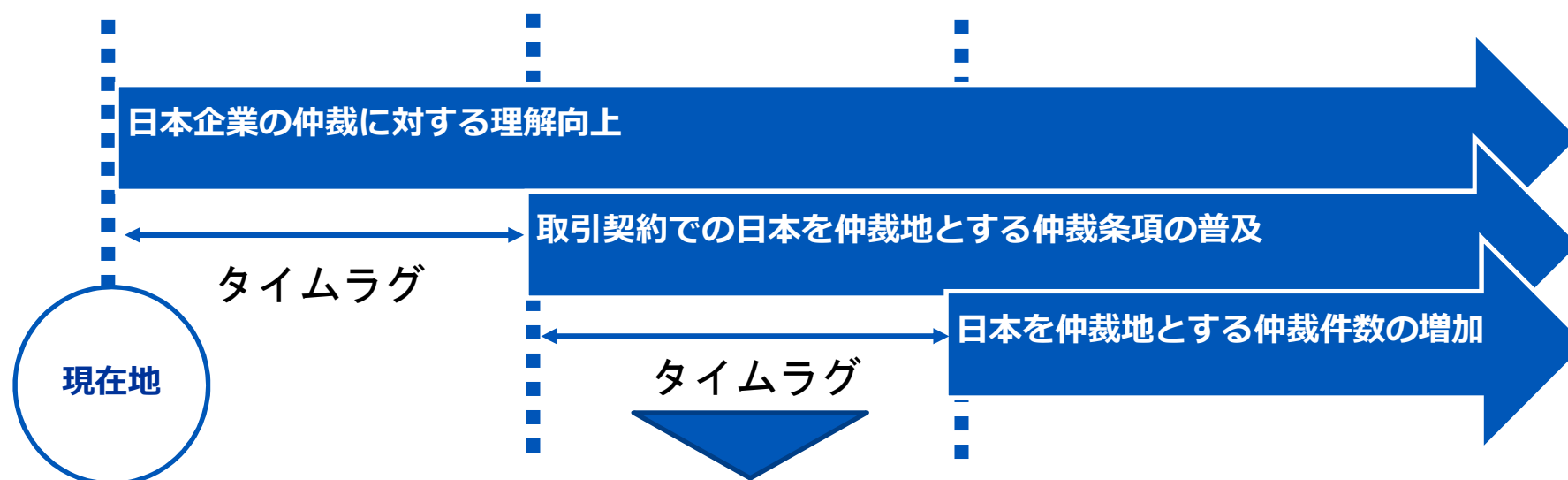
- シンガポール：登録者数 556名（2021年5月）
- 中国：登録者数 482名（2021年7月）
- 台湾：登録者数 248名（2021年11月）
- タイ及びその周辺国：登録者数 433名（2022年2月）
- UNCITRAL、カリフォルニア州弁護士会等の海外機関によるセミナーへの参加（8回）

## ■ 政府・関係機関からの御支援

- **法務省及び経産省**：業界等団体/海外向けウェビナー共催（前述）
- **JIDRC**：業界等団体/海外向けウェビナー共催（前述）  
施設活用、日弁連とのウェビナーでの連携
- **外務省**：上記海外向けウェビナーについて、現地大使館を通じた  
現地での情報提供
- **JICA**：無償資金協力及び円約款事業における標準入札書類等において  
仲裁機関としてICCに加え、JCAAを記載
- **国土交通省**：JCAAのウェビナーについて、中堅・中小建設業海外展開  
推進協議会（JASMOC）を通じた情報提供

## ■ 成果を見るまでには一定の時間も

国内では依然として仲裁制度の認知度が低く、日本企業による仲裁件数の利用が少ない現状を一朝一夕に大きく変えることは容易ではないが、必要な「打ち手」を確実に講じていくことが現状は何よりも重要と認識



契約締結後3年以上経ってから申立てのあった案件が全体の約半数を占める（JCAA, SIAC, LCIAの統計による）



## 国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策

## 1 国際仲裁の活性化の意義・目的及び我が国の現状

- (1) 国際仲裁とは、国際的な取引等を巡る紛争の解決について、当事者が選任した第三者（仲裁人）の判断に委ねる紛争解決制度であり、「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」により大多数の国において外国での仲裁判断の執行が可能であること、仲裁手続や判断が非公開であること、司法の廉潔性に懸念のある国の司法制度の利用を回避することが可能となることといった、裁判では実現できない大きなメリットを有しており、グローバル化が進む社会における国際的な紛争を解決する手段として、その有用性が増してきている。

国際仲裁の件数は世界的に増加し、国際仲裁の活性化に積極的に取り組んでいるアジアの諸外国においても、例えばシンガポールのS I A Cにおいては新規取扱件数が直近10年間で4倍近くとなるなど、取扱件数が増加している。

- (2) しかしながら、我が国内における国際仲裁の取扱件数は、依然として低調に推移している。その原因としては、国内の企業等における国際仲裁の意義・有用性等に関する理解が十分ではないこと、国際仲裁に精通した人材の不足、世界的に著名な仲裁機関や仲裁専門施設の不存在、海外へのマーケティング不足等といった点が指摘されている。
- (3) 我が国において、国際的な紛争の解決手段としてグローバルスタンダードとなっている国際仲裁を活性化することは、国益に資するものであり、大きな意義を有する。

すなわち、日本国内企業による国際仲裁の利用が活性化することにより、日本国内における国際仲裁を利用した紛争解決というオプションが増え、海外企業等との契約交渉の段階から、将来、紛争となった場合の解決策の一つとして国際仲裁の利用を念頭に置いて交渉に臨むことが可能となるとともに、実際に海外進出した日本企業が国際紛争に巻き込まれた場合においても、仲裁を選択肢の一つとして法的紛争に的確に対処することが可能となる。このように、国際仲裁の活性化は、企業において契約の交渉段階から紛争に発展する可能性をも見据えて対処し、海外進出に伴う法的・経済的リスクを低減させ日本企業の海外展開を促進するための環境整備に資する重要な取組である。

また、外国の当事者同士による国際仲裁、いわゆる第三国仲裁の我が国での実施が活性化することにより、我が国が国際仲裁センターとして国際的に認知されることとなり、司法分野における我が国の国際的プレゼンスが高まる。また、外国から当事者、当事者代理人、仲裁人、証

人等多数の関係者が日本を訪れ、相当期間にわたって滞在することによる経済効果も見込まれる。

そして、双方のアプローチにより日本国内の国際仲裁が活性化することにより、日本の国際紛争解決のためのインフラ整備に対する国際的信用性が高まり、海外から幅広く投資を呼び込み、我が国の経済成長にも貢献し得ると考えられる。

- (4) もっとも、国際仲裁は民間を主体とする紛争解決手続であり、仲裁判断の中立性・公平性を阻害することのないよう、国際仲裁の活性化のための基盤整備に当たっても、民間の主体的な取組みを踏まえて、効果的な官民連携の在り方を模索していく必要がある。
- (5) アジア諸国（シンガポール、香港、韓国、マレーシア等）が国際紛争解決のハブ化を目指して政府又は地方自治体が振興策を投入し、利用件数増加の成果を挙げていることを踏まえれば、我が国においても、国際的な紛争解決のアジアにおける中核と位置付けられることも視野に入れ、政府として、国際仲裁の活性化のための総合的な基盤整備を早急に進める必要がある。

## 2 基盤整備に関する取組

- (1) 関係省庁及び関係諸機関における国際仲裁の各種情報、情勢及びトレンドの把握

各省庁及び各機関が把握している最新の国際仲裁に関する情報の集約【法、外、スポ庁、経産、国交】

海外の仲裁実施機関の手続、運営状況についての調査及び研究【法、外、スポ庁、経産、国交】

国際仲裁の活性化に向けた民間との情報共有の在り方の検討【法、外、スポ庁、経産、国交】

- (2) 人材育成

国際仲裁を熟知した人材の育成

ア 各国の国際仲裁人材の育成状況の調査及び研究

イ 国内外で開催される外国仲裁機関による国際仲裁に関するセミナー、シンポジウム等への積極的参加、パリの ICC、シンガポールの SIAC、米国の AAA、ロンドンの LCIA 及び香港の HKIAC あるいはスポーツ仲裁裁判所（CAS）等といった海外の著名な仲裁実施機関ないし国際仲裁専門チームを擁する海外の法律事務所への法曹実務家及び個々の業界で実務経験を有する専門家等の政府等による派遣（実習型の調査研究を目的とする長期派遣を含む。）を、関係する仲裁実施機関ないし団体を含め官民連携して検討。官民連携の下で国際仲裁の活性化を

目指すにあたり、仲裁実施機関の独立性を確保する観点から、政府の関与の在り方について、各国の動向を調査研究する。【法、スポ庁、経産、国交】

ウ 国際仲裁に対応できる人材の一層の拡充に向けて、大学、法科大学院及び将来的には我が国の仲裁実施機関等における国際仲裁を含む国際紛争解決に関する教育を実施するための方法(派遣の成果に基づく学生、企業への教育の在り方、国際仲裁教育の担い手となり得る海外の実務家の招聘等を含む。)について検討を開始する。(なお、英語で仲裁を執り行える人材の育成という観点も重要)【法、スポ庁、経産、国交】

#### 事務局スタッフ・周辺人材の育成

国際仲裁の活性化には、仲裁人・仲裁代理人のみならず、仲裁機関事務局のスタッフを始めとする周辺人材の育成も求められる。この点にかかる具体的な施策として、以下のものが考えられる。

- ・ 各仲裁実施機関がそれぞれ実施している人材育成プログラム等を踏まえ、各実施機関の連携や、海外の仲裁実施機関との連携も含め、効果的かつ迅速な人材育成の在り方について検討し、情報を共有【法、スポ庁、経産、国交】
- ・ 海外の仲裁実施機関への人材の派遣、海外の教育者の招聘等、【法、スポ庁、経産、国交】

#### 専門分野の知見を有する仲裁人材の育成等

我が国においても様々な分野の紛争対応ニーズが想定されることを踏まえ、求められる専門分野を検討・抽出し、当該専門分野の仲裁活性化を図るための人材育成等の方策を検討【法、知財、スポ庁、経産、国交】

### (3) 関連法制度の見直しの要否の検討

契約当事者が仲裁地を選択する際、その国の法制度の在り方は重大な関心事であり、最新の国際水準に見合った法制度を備えていることは国際仲裁活性化の重要な要素となる。

こうした観点から、見直しの要否を検討すべき法制度としては次のものが考えられる。

- ・ 我が国の仲裁法は、国際商事仲裁モデル法に準拠して平成15年に整備されたものであり、その内容は国際的な動向に照らして遜色のないものと評価し得るものであるが、モデル法が平成18年に一部改正されていることを踏まえ、諸外国の法制を調査研究するなどして、その見直しの要否を検討【法】。
- ・ 国際・国内を問わずワンストップで仲裁に関与することができる、

日本弁護士と外国法事務弁護士の共同法人の設立を可能とする制度の速やかな実現に向けた検討

- ・ 外国法事務弁護士等の仲裁の関与については、現行の外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法上、一定の場合に国際仲裁事件の仲裁代理が認められているところであるが、実務の更なる実態把握や諸外国の法制を調査研究するなどして、外国法事務弁護士等の仲裁に関与し得る範囲の更なる明確化やその見直しの要否を検討【法】

#### (4) 施設の整備

仲裁施設整備は、仲裁の実務に携わる仲裁実施機関や仲裁人等の実務家を中心とした民間を主体として取り組むべきものであるところ、そうした民間における取組を踏まえ、政府としての支援の在り方を検討する。

- ・ 国際仲裁活性化のエンジンとなりうるような人材育成、広報、意識啓発等の拠点を形作る。その一つとして、民間主体で一般社団法人日本国際紛争解決センターが設立されたことに着目し、大阪中之島合同庁舎を活用した取組をパイロットプロジェクトとして進める【法】
- ・ 施設整備に関する諸外国の取組と効果について調査・分析を行う【法、外、スポ庁、経産、国交】
- ・ 国際仲裁の活性化に向けて活用しうる会議室等の既存施設の有効活用の可能性について、関係自治体等と協力・連携の上、検討を進めるとともに、都市計画決定権者であるオブザーバー団体に対し、都市再生特別地区による都市計画制度等を活用した施設整備の検討を要請する【法、外、スポ庁、経産、国交】
- ・ 上記の人材育成、広報、意識啓発等のパイロットプロジェクトについて、施設の活用状況、同センターの運営に係る課題等を共有し、支援の在り方等を検証する【法、外、スポ庁、経産、国交】
- ・ パイロットプロジェクトの実施状況及びその検証結果を踏まえて、恒久的な施設整備の可能性及び在り方について検討する【法、外、スポ庁、経産、国交】

### 3 日本企業等を当事者とする国際仲裁の活性化に向けた取組

#### (1) 国内外の意識啓発・広報

既に国際仲裁を利用している大企業においても、日本を仲裁地とすることを始め、仲裁を更に利用するための方策が必ずしも十分ではない可能性があること、中小企業においては、そもそも国際仲裁が認知されていない可能性があることを踏まえ、国内外の企業等への国際仲裁を利用すること及び日本を仲裁地とすることのメリットなどについての意識啓発・広報が重要であると考えられるところ、具体的には、以下の取組を進める。

- ・ 各仲裁実施機関のシンポジウム等とともに、企業関係者や経済団体、弁護士、各種スポーツ関係団体等に対する仲裁の意義や、各業界の商習慣や契約実態に応じた紛争解決条項の定め方のノウハウ等についての啓発・広報の取組を強化【法、スポ庁、経産、国交】
- ・ 海外展開する日本企業が直面する国際紛争に対して適切に対応することができるよう、このような企業に対する紛争解決条項のノウハウ等についての周知や相談を実施【法、外、経産】
- ・ 効果的な広報戦略として、仲裁実施機関における英語等外国語での情報発信をする方策を検討【法、スポ庁、経産、国交】
- ・ 国際仲裁に関連する海外における会議、シンポジウム等に政府関係者が出席する際、日本の仲裁制度、仲裁実施機関の実情を紹介【法、外、スポ庁、経産、国交】
- ・ 相手方になり得る企業等が多く存在する国（日本企業が比較的多く進出している国、及び日本企業の国際取引における商流の経由する地が属する国）の経済団体、法律事務所等をターゲットとした広報の在り方を検討【法、外、スポ庁、経産、国交】

## （２） 利用支援策

国際仲裁不活性の原因の一つとして、特に中小企業を中心に仲裁人や代理人の報酬などの高額な仲裁コストが指摘されていることを踏まえて、仲裁コスト負担の軽減に向けた方策が必要である。また、海外の著名な仲裁機関においては、仲裁人候補者等の情報を開示することで透明性を確保するとともに、仲裁利用者の利便性向上に努めているところ、日本においても同様に仲裁人候補者等の情報公開の在り方を検討する必要がある。そのための具体的な方策として、以下のものが考えられる。

### （コスト負担の軽減策）

- ・ 国際仲裁が民間を主体とする紛争解決手続であることに十分配慮しつつ、国際仲裁のコスト負担を軽減する方策の在り方を検討【法、スポ庁、経産、国交】
- ・ 民間での仲裁費用補助の方策として、仲裁手続費用を第三者が支出するサード・パーティー・ファンディングの活用及び規制の在り方について検討【法】

### （仲裁当事者の利便性向上に向けた方策）

- ・ 仲裁当事者による仲裁人選択の利便性向上策として、仲裁機関における仲裁人リスト及び仲裁人に係る情報公開の在り方を検討【法、スポ庁、経産、国交】

## 4 第三国仲裁の活性化に向けた取組

(1) 我が国の仲裁制度・実情に関する積極的発信

日本における国際仲裁を活性化するためには、国内外における戦略的な広報活動が必要である。広報に際しては、日本における国際仲裁の現状、メリットに加え、後記のとおり専門性の高い分野を重点的に紹介するべきである。この点に関する具体的な施策として、以下のものが考えられる。

- ・ 日本の仲裁法制、仲裁合意の有効性が争点となった事案や仲裁取消が求められた事案等に関する公表された裁判例などに関する英語等での対外発信を促進する方策の検討【法、スポ庁、経産、国交】
- ・ 海外の国際仲裁に係る会議、セミナー等へのスピーカーないしパネリストとしての参加【法、外、スポ庁、経産、国交】

(2) ターゲットを念頭に置いた働きかけ

日本における第三国仲裁を活性化するためには、地政学的な観点を踏まえて、我が国との経済関係が比較的深い国あるいは今後様々な面での交流が進展すると考えられる国等を主なターゲットとしてプロモーションを行う必要がある。具体的な施策は、以下のとおり。

- ・ 我が国における国際仲裁の利用を受け入れやすいと思われるターゲット国の選定、同ターゲット国の経済団体・法律事務所等に対する広報の在り方(現地在外公館を拠点とする広報活動を含む)を検討【法、外、スポ庁、経産、国交】

(3) 第三国仲裁を日本に呼び込む上での我が国の強みとなる専門分野の模索

- ・ 専門分野につき、海外の国際仲裁機関の取組を研究するとともに、我が国として力を入れるべき分野の抽出、検討を進める。【法、知財、経産、国交】

5 政府と民間との連携・協力等

- ・ 国際調停と国際仲裁の効果的な連携の在り方を検討

世界的に国際調停の利用が進み、手続的にも国際仲裁と国際調停の相互利用が図られている中で、民間主体で京都国際調停センターが設立されたことも踏まえ、我が国における相互の連携の重要性から、両者の効果的な連携の在り方を検討【法、経産、国交】

- ・ また、国際商事調停に基づき締結された和解合意への執行力付与等に関する UNCITRAL モデル法・条約草案作成の協議に政府として引き続き適切に関与するとともに、その協議結果を踏まえて適切に対応【外、法】

- ・ 国際スポーツ仲裁との連携

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会において、スポーツ

仲裁裁判所（CAS）の臨時仲裁廷が東京に設置されることを見据え、こうした国際スポーツ仲裁機関と適切に協力・連携しつつ、スポーツ仲裁全体の活性化を図るための方策の検討・取組【スポ庁】

- ・ アジア諸国が仲裁振興のため、国内の仲裁実施機関と連携の下、仲裁活性化のための活動を実施していることを踏まえ、我が国においても、仲裁機関の中立性・公正性の確保に十分留意しつつ、既に記載した個別の施策を含め、政府と民間との連携・協力の在り方を検討し、官民が一体となって国際仲裁の活性化に取り組むための措置を講じる。
- ・ 官民連携して国際仲裁を活性化させるための官民協議の場を設けるなど官民連携の枠組作りの検討【法、外、スポ庁、経産、国交】
- ・ 企業の法務担当者等の民間の国際仲裁に関与する人材の育成支援  
仲裁実施機関や法曹実務家が行う経済団体や個別企業の法務担当者等を対象とした研修への支援【法、スポ庁、経産、国交】
- ・ 各仲裁実施機関及び関係団体等が国内で行っているシンポジウム等の広報周知活動について政府もこれと連携してその発信を強化【法、スポ庁、経産、国交】

令和元年 7 月 4 日  
幹事会申合せ

## 国際仲裁の活性化に向けた意識啓発・広報及び人材育成に関する 施策の更なる推進の方向性について

### 1 本整理の位置づけ

平成 30 年 4 月 25 日に連絡会議がとりまとめた「国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策」(以下「中間とりまとめ」という。)においては、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備として、意識啓発・広報、人材育成、施設整備、関連法制度の見直し要否の検討等の各施策を行うこととしており、これを踏まえ、現在、関係府省において様々な取組を行っている。

そのような中、法務省においては、本年度から 5 年間、一般社団法人日本国際紛争解決センターへの委託により行う調査業務(以下「法務省委託業務」という。)として、国際仲裁の専用施設を確保して実際の仲裁事件を取り扱いながら、国内外の企業等に対する意識啓発・広報や、仲裁人・仲裁代理人等の人材育成等の基盤整備に関する施策を総合的・包括的に調査実施することとしており、今後、国際仲裁の活性化に向けた取組が更に本格化することになる。

このような動きを踏まえ、中間とりまとめにおいて言及された基盤整備に係る施策のうち、特に、企業や経済団体、法律家等に対する意識啓発・広報や、国際仲裁人材の育成について、以下の方針に沿って、関係府省が更に連携して取組を加速化していくこととする。

### 2 意識啓発・広報

#### 【現状】

中間とりまとめを踏まえた企業等に対する意識啓発・広報の主な取組は、次のとおり。

- ・ 法務省においては、大阪中之島合同庁舎を活用したパイロットプロジェクトとして、関西圏を中心とする経済団体、弁護士会、地方自治体等の協力を得て、国際仲裁に関する様々なセミナー・シンポジウム等を開催。  
また、東京において、国内外の仲裁機関や法律事務所、関係府省等と連携して、セミナー・シンポジウム等を開催。例えば、本年 1 月に日本弁護士連合会との共催によりロンドン国際仲裁裁判所(LCIA)議長を招へいして基調講演やパネルディスカッション等を実施。
- ・ 経済産業省においては、海外展開を行っている中堅企業を始めとする日本企業向けに、海外展開セミナー等において周知・広報を行っているほか、日本商工会議所への働きかけや、在日本米国商工会議所、駐日欧州商工会議所等との意見交換を実施。
- ・ 国土交通省においては、法務省と協力し、建設業・不動産業の企業向けに、仲裁の意義や実務等に関するセミナーを開催。
- ・ スポーツ庁では、スポーツ仲裁の趣旨や手続への理解増進等を図るため、「スポーツ仲裁活動推進事業」を実施し、ドーピング防止教育活動とも連携しな



から競技者・競技団体等に対する研修等を実施している。

#### 【今後の主な取組】

今後は、上記のような取組を継続しつつ、特に以下の観点を踏まえて、企業等に対する意識啓発・広報に係る取組を強化していく。

- ・ 国際取引に関する事業者間の契約書等における最も望ましい紛争解決条項として、日本を仲裁地とする仲裁により解決する旨規定することを目指す。  
また、仲裁地を外国とせざるを得ない場合であっても、我が国の仲裁機関を利用することや、仲裁人や当事者等が一同に会する審問が日本国内で実施されることを目指す。
- ・ 日本を仲裁地又は仲裁機関若しくは審問場所（以下「仲裁地等」という。）とする利点として、次の3点を示していくことが有益である。
  - 日本における仲裁関連法制（仲裁法・外弁法等）は整備されており、さらに改正に向けた作業が進んでいること
  - 大阪中之島合同庁舎を活用したパイロットプロジェクトに加えて、2020年3月には、東京にも国際仲裁に関する最新の専用施設が開設されることにより、日本において、首都である東京並びにG20及び万博の開催地である大阪といった複数の都市において仲裁審問手続の実施場所が確保されること
  - 日本には、商事・海事・知的財産・スポーツといった各専門分野をカバーする仲裁機関が存在していること
- ・ 関係省庁が連携して意識啓発・広報を効果的に行うため、他国との比較を念頭においた我が国の法制上、運用上、設備上の利点を示すような説明資料等を作成する。その上で、企業等が特に交渉力の優位性がある場合において、仲裁地等として我が国が選択されるよう積極的に働きかけることとし、特にそのような優位性がない場合であっても、当該説明資料を用いてわが国の利点について丁寧に説明する。
- ・ 日本に第三国仲裁を呼び込むための外国企業等に対する具体的な広報（日本の売り込み）については、これまで以上に積極的な取組が必要であるところ、今後は、本年9月に、法務省委託業務の一環として、一般社団法人日本国際紛争解決センター、JETRO、在独日本大使館、法務省及び経済産業省の連携により、ドイツ仲裁協会（DIS）と協力した国際仲裁シンポジウムの開催等が予定されており、引き続き、在外公館等と協力してこのような取組を推進し、海外向けの情報発信を強化していく。
- ・ 法務省委託業務においては、仲裁の意義や実務等を分かりやすく解説するとともに、上記の諸点を紹介した広報冊子等（日本語版・英語版）を作成し、専用ウェブサイトやSNSを用いて情報発信することが検討されていることから、関係府省においても、商事・海事・知的財産・スポーツといった各専門分野に関する広報冊子等を用意して、これらを有効に活用した総合的な広報活動を実施する。

### 3 人材育成

#### 【現状】

中間とりまとめを踏まえた人材育成の主な取組は、次のとおり。

- ・ 法務省においては、先に述べた大阪中之島パイロットプロジェクトを中心に、弁護士会・法律事務所と連携して、国際仲裁実務等に関するセミナーを実施。
- ・ スポーツ庁では、先に述べた「スポーツ仲裁活動推進事業」において、仲裁活動の中核的な人材を育成するため、スポーツ法に造詣のある弁護士や研究者を多様なスポーツ紛争事例がある国へ派遣し、研修及び調査研究を行っている。

#### 【今後の主な取組】

人材育成については、中間とりまとめにおいて、国際仲裁に関するセミナー等への積極的参加や、海外の著名な仲裁実施機関等への派遣の検討、専門分野の知見を有する人材育成の方策の検討等を実施することとしているところ、仲裁人材の養成に通じた民間団体と協力して、引き続き国際仲裁を熟知した人材の育成に、政府として可能な限り取り組んでいく。

- ・ 法務省委託業務において、望ましい研修プログラムの在り方の検討、研修用教材・事例集の作成のほか、ICC（国際商業会議所）等と連携した弁護士等向けの研修プログラムの実施等を企画しており、これらを着実に実施する。
- ・ 海外の仲裁実施機関への派遣については、法務省と香港法務庁との協力覚書に基づくHKIAC（香港国際仲裁センター）への派遣等が検討されているが、引き続き、外国政府・仲裁実施機関との連携を強化し、派遣先の拡大に努める。
- ・ 以上のほか、知的財産やスポーツ仲裁など、専門分野の知見を有する国際仲裁人材の育成についても、仲裁人材の養成に通じた民間団体と協力し、引き続き取り組んでいく。